

西部処理場
汚泥処理施設等運転管理業務

入 札 説 明 書

神戸市建設局

目 次

1 公告.....	1
2 入札に付する事項.....	1
(1) 発注者.....	1
(2) 委託業務名.....	1
(3) 履行場所.....	1
(4) 委託業務内容.....	1
(5) 委託期間・業務実施期間.....	1
(6) 入札方式.....	1
3 入札・開札までのスケジュール.....	2
4 入札参加資格.....	2
5 入札及び契約に関する事務を担当する部局.....	3
(1) 入札に関する事務を担当する部局.....	3
(2) 契約に関する事務を担当する部局.....	3
6 入札説明書の取扱い.....	3
(1) 入札説明書等の公表.....	3
(2) その他の資料、回答書等の取扱い.....	4
(3) 市が提示する資料等の利用.....	4
7 入札説明書等を示す場所.....	4
8 現場確認・資料閲覧.....	4
(1) 申込期間.....	4
(2) 現場確認及び資料閲覧期間.....	4
9 質問・回答.....	5
10 入札参加資格の確認.....	5
(1) 提出資料等.....	5
(2) 提出期間.....	6
(3) 提出場所.....	6
(4) 提出方法.....	6
(5) 提出部数.....	6
(6) その他.....	6
11 業務遂行能力等の確認.....	6
(1) 業務遂行能力等評価書の提出.....	6
(2) ヒアリングの実施（必要に応じて）.....	7
(3) 業務遂行能力等評価書の確認.....	7
12 入札参加資格、業務遂行能力等の確認結果.....	7
(1) 確認結果の通知.....	7
(2) 理由の説明の請求.....	7
13 入札手続等.....	8
(1) 入札書データ等の交付.....	8
(2) 入札の方法等及び日時.....	8

(3) 入札保証金.....	8
(4) 入札に関する条件.....	8
(5) 無効とする入札.....	9
1 4 落札者の決定方法.....	10
(1) 入札価格による開札.....	10
(2) 開札結果の通知・公表.....	11
(3) 再入札.....	11
1 5 契約の締結.....	12
1 6 その他の注意事項.....	12

西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務（以下「本委託」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令（神戸市契約規則（1964年3月神戸市規則第120号。以下「規則」という。）その他の条例規則を含む。）に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1 公告

2026年9月24日

2 入札に付する事項

(1) 発注者

神戸市長

(2) 委託業務名

西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務

(3) 履行場所

西部処理場 : 神戸市長田区南駒栄町1－44

(4) 委託業務内容

本委託の内容を以下に示す。なお、詳細は委託仕様書のとおりである。

ア 処理場の汚泥処理施設等全体の運転及び維持管理業務

イ 物品その他の調達及び管理業務

ウ 業務履行に付随する業務

(5) 委託期間・業務実施期間

2027年4月1日から2030年3月31日までとする。

(6) 入札方式

本委託は、受託者の選定にあたって一般に公募するとともに、応募者の中から、一定の資格要件、業務遂行能力等を審査し、委託先候補者を選定したうえで入札により価格評価を行う条件付一般競争入札を採用する。

3 入札・開札までのスケジュール

契約までの主なスケジュール（予定）を以下に示す。

時 期	内 容
2026 年 9 月 24 日（木）	入札公告及び入札説明書等の公表
2026 年 9 月 25 日（金） ～10 月 2 日（金）	現場確認・資料閲覧申込期間
2026 年 9 月 30 日（水） ～10 月 9 日（金）	現場確認・資料閲覧 質問書提出期間
2026 年 10 月 23 日（金）	質問回答
2026 年 10 月 23 日（金） ～11 月 6 日（金）	入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料、業務遂行能力等 評価書の提出期間
2026 年 11 月 9 日（月） ～12 月 4 日（金）頃	業務遂行能力等評価書の事業者ヒアリング（必要に応じて実施）
2026 年 12 月上旬	業務遂行能力等評価書に関する選定委員会への説明
2026 年 12 月 11 日（金）	入札参加資格、業務遂行能力等の確認結果の通知
2026 年 12 月 21 日（月） ～12 月 22 日（火）	入札期間
2026 年 12 月 22 日（火）	開札

4 入札参加資格

次に掲げる各号に示した要件のすべてを満たすものに限り、本委託に係る入札への参加資格を有するものとする。

- (1) 単独企業であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札日及び落札決定の日において、「令和 8・9 年度神戸市物品等競争入札参加資格」を有すること。
なお、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期間において上記資格を有しない者は、「令和 8・9 年度神戸市物品等競争入札参加資格審査申請書（申請者控）」を提出し、上記資格の審査申請中であることを示すこと。ただし、開札日及び落札決定の日において上記資格を有していなければならない。
- (4) 開札日から落札決定の日までの間において、神戸市指名停止基準要綱（1994 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 開札日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（2002 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（1999 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（1987 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表構成員として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (9) 過去 15 年以内に、処理能力を日 1 万 m³ 以上有する下水処理場（ただし、当該処理方式で下水道法（1958 年 4 月 24 日法律第 79 号）の事業認可を受けている終末処理場に限る。）の汚泥処理（汚泥濃縮、汚泥消化、汚泥脱水の工程のいずれか）において、維持管理業務の元請事業者、あるいは元請共同企業体の代表構成員としての実績が入札日において 1 年以上あること。

5 入札及び契約に関する事務を担当する部局

(1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号 651-0084 神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 3 階
神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号：(078)806-8036）
（以下「経営管理課」という。）

(2) 契約に関する事務を担当する部局

郵便番号 653-0044 神戸市長田区南駒栄町 1-44
神戸市建設局中央水環境センター管理課（電話番号：(078) 641-2711）

6 入札説明書の取扱い

(1) 入札説明書等の公表

本委託における入札説明書は、神戸市ホームページ内の本業務ホームページ（以下「本業務ホームページ」という。）において公表する。

また、併せて次の資料も公開する。これらは、この入札説明書と一体をなすものであり、神戸市（以下「市」という。）及び入札参加希望者は、この入札説明書及び次の資料（以下「入札説明書等」という。）の内容を前提として、入札手続を進めることになる。このため、内容を十分に確認すること。

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| ア | 西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務 | 委託仕様書 |
| イ | 西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務 | 受託者選定基準 |
| ウ | 西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務 | 様式集 |
| エ | 西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務 | 委託契約書（頭書）（案） |
| オ | 西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務 | 委託契約書（委託契約約款） |
| カ | 情報セキュリティ遵守特記事項 | |

(2) その他の資料、回答書等の取扱い

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加資格の審査の申請受付後、入札日までに入札参加資格の審査の申請者に提示しなければならない事項が生じた場合には、入札参加資格の審査の申請者に対する通知等により提示する。

市が提示する資料、入札説明書等に関する質問の回答書等は、入札説明書と一体をなすものとして取扱う。

(3) 市が提示する資料等の利用

入札説明書など市が提示する資料は、入札以外の目的で使用することを禁じる。

7 入札説明書等を示す場所

前記 6 (1)

8 現場確認・資料閲覧

現場確認・資料閲覧を希望する者は、現場確認・資料閲覧申込書（様式第西部-5号）に必要事項を記入し、電子メール（gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp）により提出すること。また、提出後に経営管理課まで電話にて電子メール到着の有無について確認を行うこと。申込書は電話口頭、FAX 等電子メール以外では受け付けない。

※電子メール到着の有無の電話確認は、神戸市の休日を定める条例（1991 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時とする。

※電子メールによる提出の件名は、「現場確認・資料閲覧（西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務）（企業名）」とする。

(1) 申込期間

2026 年 9 月 25 日（金）から 2026 年 10 月 2 日（金）17 時まで

※実施日等の詳細については、申込受付後、申込者に対して別途連絡する。

(2) 現場確認及び資料閲覧期間

2026 年 9 月 30 日（水）から 2026 年 10 月 9 日（金）まで

※神戸市の休日を定める条例（1991 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く

閲覧に供する資料は以下に掲げるものとし、これらの資料の貸し出しは行わないものとする。

- ・ 完成図書
- ・ 点検結果表
- ・ 管理年報
- ・ 神戸市建設局下水処理場消化ガス施設保安全管理要綱
- ・ 神戸市建設局（下水道部門）自家用電気工作物保安規定
- ・ 神戸市建設局（下水道部門）自家用電気工作物保安規定細則

9 質問・回答

(1) 質問の方法

本入札に関する質問を、質問書（様式第西部-1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール（gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp）により提出すること。また、提出後に経営管理課まで電話にて電子メール到着の有無について確認を行うこと。申込書は電話口頭、FAX等電子メール以外では受け付けない。

※電子メール到着の有無の電話確認は、神戸市の休日を定める条例（1991年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時とする。

※電子メールによる提出の件名は、「質問書（西部処理場汚泥処理施設等運転管理業務）（企業名）」とする。

(2) 受付期間

2026年9月30日（水）から2026年10月9日（金）17時まで

(3) 回答の公表

- ・回答期日（予定）

2026年10月23日（金）

- ・回答方法

本業務ホームページで公表する。

10 入札参加資格の確認

本委託の入札参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出資料等

ア 入札参加資格審査申請書（様式第西部-2号）

イ 会社概要

ウ 役員名簿

エ 業務経歴書

オ 下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録を証する書面（写）

カ 資本関係・人的関係調書（様式第西部-4号）

キ 実績調書（様式第西部-3号）

入札参加資格（前記4（8））があることを判断できる受託実績を記載すること。

ク 実績調書の内容が確認できる書類

契約書等の写しによること。

ケ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近の3年分）

滞納がないことが証明できる納税証明書によること。

コ 入札用メールアドレス登録申請書（様式第西部-6号）

サ 入札参加資格、業務遂行能力等審査通知返信用封筒（長3号（120mm×235mm）の封筒に、返信先を記載し、110円切手を貼りつけたもの）。

(2) 提出期間

2026 年 10 月 23 日（金）から 2026 年 11 月 6 日（金）まで

(3) 提出場所

前記 5（1）に同じ。

(4) 提出方法

提出場所へ持参すること。ただし、受付は神戸市の休日を定める条例（1991 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時とする。

(5) 提出部数

ア～ケ　： 2 部

コ～サ　： 1 部

(6) その他

ア　書類の作成に関する費用は、すべて申請者の負担とする。

イ　提出された書類は返却しない。

ウ　提出された書類に虚偽の記載があった場合は、本委託に関する入札参加資格を有するとの認定を取り消す。

1 1 業務遂行能力等の確認

(1) 業務遂行能力等評価書の提出

下記により提出すること。

ア　提出書類

業務遂行能力等評価書

様式第西部-10～11 号に従い作成すること。（表紙を含む）

イ　作成要領及び提出部数

様式集の「業務遂行能力等評価書作成要領」によること。

ウ　提出期間

2026 年 10 月 23 日（金）から 2026 年 11 月 6 日（金）まで

エ　提出場所

前記 5（1）に同じ。

オ　提出方法

提出場所へ持参すること。ただし、受付は神戸市の休日を定める条例（1991 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時とする。

カ その他留意事項

(ア) 費用負担

業務遂行能力等評価書の作成にかかる費用はすべて提出者の負担とする。

(イ) 提出書類の取扱い

- ・市は本委託の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で利用できる。
- ・神戸市情報公開条例に基づく公開を除き非公開とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された業務遂行能力等評価書の変更は認めない。ただし、審査に影響を与えないと市が判断する軽微な誤記等については、市が指定する期日までに適切に訂正するものとする。

(ウ) 提示資料等の取扱い

市が提示する資料等について、業務遂行能力等評価書作成にかかる検討以外の目的での使用を禁じる。

(エ) 業務遂行能力等評価書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する業務提案書は無効とする。

- ・同一事項に対し2通り以上提出された場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・著しく信義に反する行為があった場合

(2) ヒアリングの実施（必要に応じて）

申請者ごとに業務遂行能力等評価書に関するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合、ヒアリングの日時及び場所は追って通知する。

ヒアリング実施の際、申請者側の出席者は、業務遂行能力等評価書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(3) 業務遂行能力等評価書の確認

申請者ごとに選定委員会へ業務遂行能力等評価書に関する説明を実施し、業務遂行能力等について確認する。説明の日程（2026年12月上旬頃）及び場所は追って通知する。なお、業務遂行能力等の評価に関する確認内容については「受託者選定基準」に示す。

12 入札参加資格、業務遂行能力等の確認結果

(1) 確認結果の通知

2026年12月11日（金）に電子メールにより通知し、後日、書面でも通知する。なお、入札参加資格及び業務遂行能力等がないと認定された者には、その理由も合わせて通知する。

(2) 理由の説明の請求

入札参加資格及び業務遂行能力等がないと認定された者は、次により神戸市長に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる（郵送又は電子メール等は受け付けない）。

ア 請求の書面の提出期間

(1)の通知を受けた日の翌日から起算して7日（神戸市の休日を定める条例（1991

年 3 月条例第 28 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。) 以内。

ただし、受付は神戸市の休日进行を定める条例 (1991 年 3 月条例第 28 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日进行を除く、9 時~12 時、13 時~17 時とする。

イ 請求の書面の提出場所

前記 5 (1) に同じ。

ウ 回答

説明を求めた者に対し、その請求を受けた日の翌日から起算して 10 日 (神戸市の休日进行を定める条例 (1991 年 3 月条例第 28 号) 第 3 条第 1 項各号に掲げる本市の休日进行を除く。) 以内に書面により回答する。

1 3 入札手続等

(1) 入札書データ等の交付

前記 12 (1) の電子メールの通知に合わせて、入札に必要なデータ一式 (入札書提出時に設定するパスワード含む) を添付して送付する。電子メールの受信確認後、2026 年 12 月 14 日 (月) までに返信を行うこと。その際、メール本文は変更せず、メール件名に (企業名) を追加すること。また、返信後に経営管理課まで電話にて電子メールの到達確認を行うこと。到達確認については、神戸市の休日进行を定める条例 (1991 年 3 月条例第 28 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日进行を除く、9 時~12 時、13 時~17 時までに行うこと。なお、電子メールによる返信が確認できない場合は、入札手続に進めない場合がある。

(2) 入札の方法等及び日時

ア 方法

入札は電子メールを使用して実施する。メール件名に「【入札書】 (企業名)」と記載のうえ、電子メールにより、入札書 (PDF ファイル) を添付して経営管理課 (gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp) へ送信し、送信後、経営管理課まで電話にて到達確認を行うこと。到達確認については、入札日時の 9 時~12 時、13 時~17 時まで (入札最終日については、9 時~10 時まで) に行うこと。

また、電子メールは、入札用メールアドレス登録申請書に記載のメールアドレスより送信を行うこと。それ以外のメールアドレスにより送付された入札書については無効とする。

イ 日時

2026 年 12 月 21 日 (月) から 2026 年 12 月 22 日 (火) 10 時まで

ウ 入札辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時に、電子メールにより経営管理課 (gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp) へ入札辞退届を送信すること。

(3) 入札保証金

神戸市契約規則 (1964 年 3 月規則第 120 号) 規則第 7 条第 2 号の規定により免除とする。

(4) 入札に関する条件

ア 不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。
- エ 入札金額の表示はアラビア数字を用いること。
- オ 入札の手續における交渉は行わない。
- カ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- キ 入札後に入札参加者の責めにより契約を辞退した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。
- ク 不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札の取りやめを行うことがある。また、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の取りやめ又は期日を延期その他の変更を行うことがある。ただし、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(5) 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ウ 入札書に記名及び押印がないとき。
- エ 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。
- オ 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- カ 入札者の資格のない者が入札したとき。
- キ 入札者が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- ク 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

また、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をした場合においても、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。なお、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をした場合とは、次のア～ウの内容を指す。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（2006年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（1999年法律第25号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（2002年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- i. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ii. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- iii. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- iv. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

1.4 落札者の決定方法

(1) 入札価格による開札

ア 落札者の決定方法

開札後、落札者の決定を次のとおり行う。

(ア) 落札者の決定は、入札価格が最低の価格であり、かつ、消費税及び特別地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内であるとき、その者を落札者とする。なお、入札価格による開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、厳正な抽選を行い、落札者を決定する。

(イ) 入札価格が予定価格を上回る場合は失格とする。ただし、再入札を行う場合はこの限りではない。

イ 日時

2026年12月22日（火）10時30分ごろを予定

(2) 開札結果の通知・公表

開札結果の通知は、開札後、落札者決定の事務処理が完了した後、電子メールにより送信を行う。なお、通知の際は入札用メールアドレス登録申請書に記載のメールアドレスに送信（送信メールの件名：「【開札結果】神戸市」）する。電子メールの受信確認後は速やかに返信を行うこととし、その際、メール本文はそのまま、メール件名の（神戸市）を（企業名）に書き換える。返信後は経営管理課まで電話にて電子メールの到達確認を行う。到達確認については、神戸市の休日を定める条例（1991 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時までに行うこと。

また、開札結果については本業務ホームページにおいて公表を行う。

(3) 再入札

ア 再入札の有無の通知

入札価格による開札において落札者となるべき者がなく、当初の入札において予定価格を上回る入札をした者がある場合に、再入札を 1 回に限り実施する。再入札の対象者には、再入札通知書を入札用メールアドレス登録申請書に記載のメールアドレスに送信（送信メールの件名：【再入札通知】神戸市）する。

電子メールの受信確認後、入札当日の午前 11 時 30 分までに返信を行うこと。その際、メール本文はそのまま、メール件名の（神戸市）を（企業名）に書き換える。また、返信後に経営管理課まで電話にて電子メールの到達確認を行うこと。

イ 再入札の日時

2026 年 12 月 22 日（火）13 時～14 時まで

ウ 再入札の方法

メール件名に「【再入札】（企業名）」と記載のうえ、電子メールにより、入札書（PDF ファイル）を添付して経営管理課（gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp）へ送信し、送信後、経営管理課まで電話にて到達確認を行うこと。

また、電子メールは、入札用メールアドレス登録申請書に記載のメールアドレスより送信を行うこと。それ以外のメールアドレスにより送付された入札書については無効とする。

エ 入札（再入札）辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時に、電子メールにより経営管理課（gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp）へ入札辞退届を送信すること。

オ 落札者（再入札）の決定方法

(ア) 落札者の決定は、入札価格が最低の価格であり、かつ、消費税及び特別地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、規則第 10 条の規定により定めた予定価格の 110 分の 100 に相当する価格の制限の範囲内であるとき、その者を落札者とする。なお、入札価格による開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、厳正な抽選を行い、落札者を決定する。

(イ) 再入札によっても落札者となるべき者がいない場合は、入札を取止め不調打切とする。なお、不調打切となった場合は、再入札における入札価格の低い者から随意契約の協議を行う場合がある。

カ 再入札の開札日時

2026 年 12 月 22 日（火）14 時 30 分ごろを予定

キ 開札結果（再入札）の通知・公表

開札結果の通知は、開札後、落札者決定の事務処理が完了した後、電子メールにより送信を行う。なお、通知の際は入札用メールアドレス登録申請書に記載のメールアドレスに送信（送信メールの件名：「【開札結果（再入札）】神戸市」）する。電子メールの受信確認後は速やかに返信を行うこととし、その際、メール本文はそのまま、メール件名の（神戸市）を（企業名）に書き換える。返信後は経営管理課まで電話にて電子メールの到達確認を行う。到達確認については、神戸市の休日を定める条例（1991 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時までに行うこと。

また、開札結果（再入札）については本業務ホームページにおいて公表を行う。

15 契約の締結

- (1) 市は、落札者決定後、委託業務の契約を締結する。
- (2) 受託者は、神戸市と協議しながら、2027 年 4 月 1 日（木）から円滑に業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担すること。

16 その他の注意事項

- (1) 入札にあたって談合行為等を行い、契約を締結したことが判明した場合は、別紙契約書の規定に基づき、契約を解除し、違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することができる。
- (2) 刑法（1907 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（1947 年法律第 54 号）、地方自治法等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 電子契約による契約を希望する場合は、入札書及び再入札書提出時に、その旨を電子メールの本文に記載すること。
- (5) 落札後、契約の締結に当たっては契約書の作成を要する。落札者は速やかに契約書類等を受領し、速やかに所定の契約手続を行うこと。所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものとみなし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。